

ほっとニュース

第20号

師走の慌しい時期、一年を振り返って思うことは…。

皆さん、お元気ですか？早いもので2004年も終盤に近づきました。皆さんにとって今年一年はどんな年だったでしょうか。「また来年もやるぞ!」と思えるような意義ある一年だったでしょうか。

PASネットは相変わらず大忙しですが、今年は「法人化」というエポックメイキングな年でした（2004年1月26日NPO法人設立）。「にしのみや権利擁護センター」時代からの取り組みがまた一歩前進し、事業の可能性が広がった年となりました。それだけ地域に果たす役割を自覚しつつ、「時代の先」を見つめて、確かなアクションを起こし続けていきたいと思っています。

さて、「ほっとニュース」の中でも何度かお伝えしていますが、今、日本は新たな福祉「改革」の真っ只中となっています。介護保険制度の見直しや「今後の障害福祉施策のグランドデザイン案」が明らかにされ、議論も具体的になって来ました。その中には、権利擁護に関わる重要な部分もあります。それぞれの福祉現場での思いや障害者・高齢者の願いを踏まえて、この動向に注目し、積極的に関わっていききたいと思えます。

1、運営委員会・事務局会議報告

11月30日（火）に定例運営委員会及び事務局会議がおこなわれました。運営委員会には、なんと新たに司法書士の方5名、権利擁護相談に取り組む行政書士の方、各方面で活躍されているNPO法人の理事長の皆様が参加して下さいました（迫田さん、久保田さん、谷村さん、ご紹介いただきありがとうございました）。介護保険、支援費制度など、福祉における本人の「自己決定」「契約」の流れが進む中で、問題解決には福祉関係者と弁護士・司法書士等の法律関係者が手を組み、さらに行政や地域の人々も加わったチームプレーがますます必要とされています。

しかし、一方ではこうした専門職のほかに市民の立場で権利擁護活動に関心を持って関わっていただく方、支えていただく方も広げていきたいと思ってい

ます。

すでに会員の方、また新たな仲間を引き連れて運営委員会にお越しく下さい。PASネットの取り組みに賛同して下さる皆様方の参加をお待ちしています。

① 定款変更認証の件

権利擁護に関わる広い事業展開を図るため、PASネットが行う事業について以下のように定款を変更しました。(資料として「新定款」を別に掲載しています。)

- 1, 権利擁護に関する相談及び支援
- 2, 成年後見(法定後見人の各類型及び監督人、任意後見人を含む)の事務(財産管理を含む)
- 3, 権利擁護に関わる人材の養成、育成、及び活動支援
- 4, 権利擁護の啓発
- 5, 権利擁護に関する調査・研究
- 6, ホームページの開設及び出版物の刊行

② 研修企画・新事業について

事業者や家族に対する成年後見制度に関する啓発セミナーや「PASネット苦情解決支援事業」等の企画について検討をしました。しかし、その後の事務局会議で検討した結果、今年度はニーズが拡大している権利擁護活動を円滑に進めるための基盤整備を優先させることとし、これらの企画は来年度に計画的に実施していくことになりました。

③ 各地の先進事例の紹介

会員が関わっている成年後見制度に関わる研究会の資料が配布され、各地の先進事例が紹介されました。とりわけ「福祉後見サポートセンターのあり方研究会(三重県伊賀市)」の活動は、社会福祉協議会が「法人後見」の受け皿として活動するあり方を具体的に研究されており、今後の成果に期待が寄せられています。また出雲市(鳥取県)、東濃地区(岐阜県)などの先進事例も地域における普遍的・一般的な権利擁護システムを構築しようというPASネットの事業にも通じるものです。今後もこれらに学びながら、行政と連携を深め、阪神間においても権利擁護活動のモデルを検討していきたいと思えます。

④ 制度動向を吟味

現在の制度動向について情報提供がおこなわれました。中でも介護保険制度の見直しの中で提起されている「地域包括支援センター(仮称)」は、その事業

メニューに権利擁護事業が含まれており、今後の具体的な内容に注目が必要です。(詳しくは厚生労働省のホームページまたはWAMNETに掲載されている社会保障審議会介護保険部会の資料等をご覧ください)

こうした点については、今後も「ほっとニュース」においても情報提供したいと考えております。

⑤ 成年後見の現場から

- ・ P A S ネットは弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職のネットワークを活用して後見活動を行っています。ネットワークを強化し、今後の「法人後見」の受任(ガイドラインの設定が必要)も視野に入れて後見活動を充実させていきたいと考えています。
- ・ ところで、今、金融機関などでトラブルが多いのが「本人確認」です。親が知的障害のある子のために本人名義の預金を引き出そうとしても「本人確認法」によって阻まれるということがよく起こっています。後見人であっても、成年後見に無理解な金融機関が多いため、窓口では説明のためかなりのエネルギーを使わなくてはなりません。後見活動の中でぶつかったトラブル、対処法などの報告がありました。当面、めげることなく銀行の担当者に説明し続ける以外にありませんが、金融機関への説明会の実施などを関係機関に働きかけることも考えていきたいと思えます。
- ・ 成年後見の現場では、受任者を探すのが難しいという大きな課題があります。”第三者後見人”としての被後見人との関わり方、バックアップ体制などを考えたら荷が重いということになります。ことに身上監護を担う社会福祉士の葛藤は多いようです。これに対しては運営委員会でのメンバーの一人の発言を紹介します。「後見というのは、その人の人生に寄り添っていくということです。われわれはただ一方的に支援しているだけではない。その人からも大切なものを受け取っているのです」。また、権利擁護に関わるある弁護士は「要介護高齢者を、介護の客体としてしか見ないのは、一面的な理解でしかない」と発言しています。

(‘- ‘)(, ,) (‘- ‘)(, ,) うんうん

3. 第 1 回権利擁護ネットワーク会議を開催

来年3月12日、「第一回P A S ネット・権利擁護ネットワーク会議」を開きます。これは先に述べたP A S ネットの権利擁護活動の基盤整備の一環として事

務局会議で提案され、初めて取り組まれるものです。PASネットに参加している弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職や関係者の皆さんが集まり、ネットワークを緊密にし、意見交換をする第一回目の会議です。PASネットの事業、今後の権利擁護のあり方、課題のあぶり出し、ケース検討など、現場に即した活発な議論をします。詳細については新年の「ほっとニュース」でお知らせします。

4. 12月運営委員会のお知らせ

*12月の運営委員会は日程を変更しています。

12月23日(木)時間と場所は18:30～JR西宮駅前「魚民」集合です。

この日は忘年会を予定しています。

すでに申し込みを締め切りました。申し訳ありません。m(__ __;)m !!

5. お願い

PASネットでは、「ほっとニュース」への皆さんからの情報提供や投稿をお待ちしています。ご希望の方はPASネット事務局へメール等でご連絡ください。

ヨロシク(^O^)/お願いします。